

渋谷区パートナーシップ証明書【概要版】

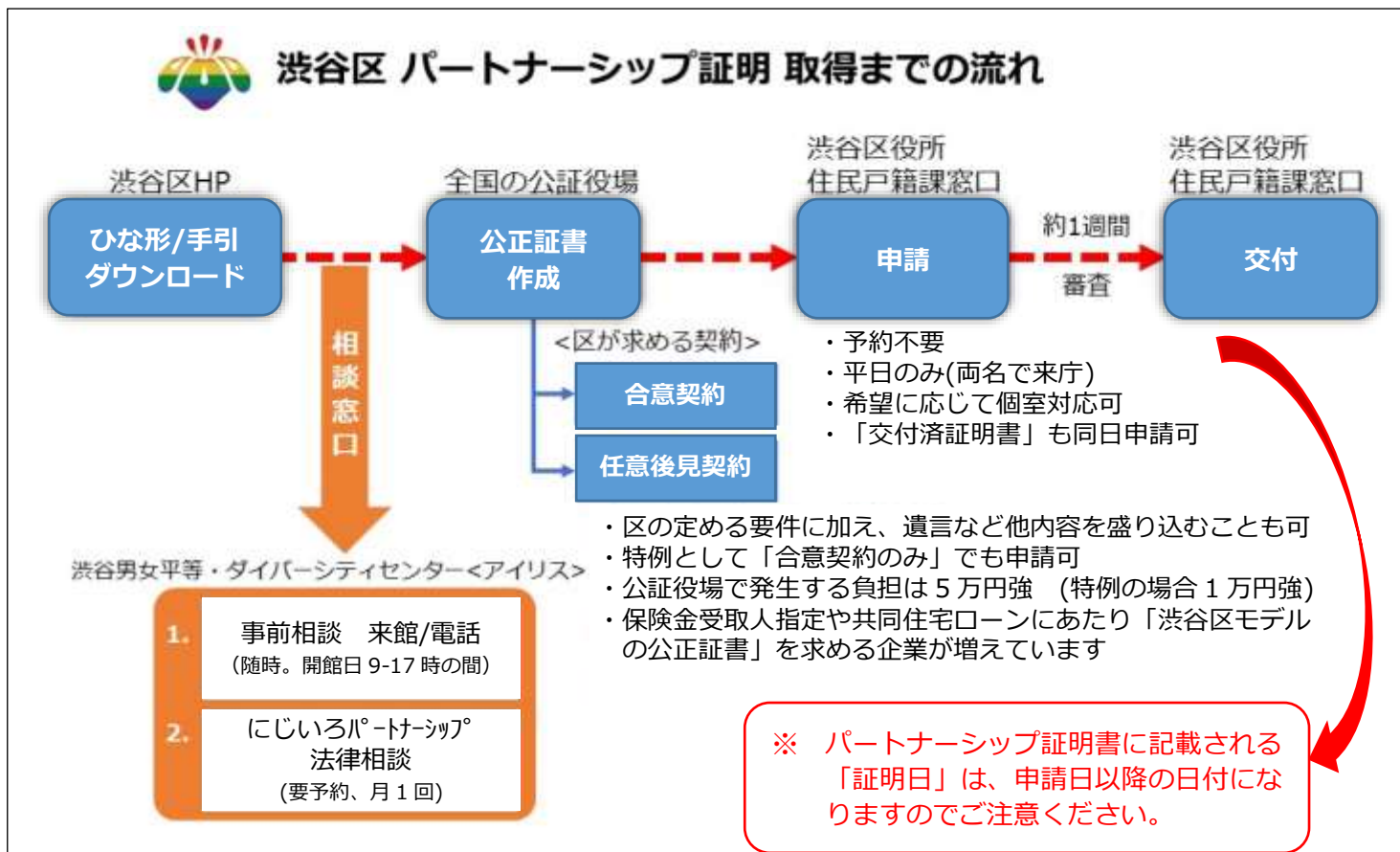
渋谷区では、「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」(以下「条例」と言います。)を制定し、基本理念として、「男女の人権の尊重」と「性的少数者の人権の尊重」を掲げています。



区では今なお、性別による固定的な役割分担意識などが存在すること、性的少数者については、いまだ社会の理解が十分でなく、自分で選ぶことのできない性的指向や性自認等のために、社会生活において様々な困難に直面していること等、多くの課題が残されています。

このため、いかなる差別もあってはならないという人権尊重の理念と人々の多様性への理解を、区民全体で共有できるよう積極的に広めて、渋谷のまちに係る全ての人々が、性別等にとらわれず一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮し、社会的責任を分かち合い、ともにあらゆる分野に参画できる社会の実現を目指していきます。

パートナーシップ証明書(以下「証明書」と言います。)は、こうした理念のもと、渋谷区が条例に基づき交付するものです。



パートナーシップ証明書とは

法律上の婚姻とは異なるものとして、条例において、男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係を「パートナーシップ」と定義し、二人がパートナーシップの関係にあることを確認して証明するものです。

対象者の要件

二人が次の要件を満たしていることが必要です。

※ 渋谷区に居住し、かつ、住民登録を行っていること。

※ 20歳以上であること。

- 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと。
- 近親者でないこと。

証明に当たっての確認事項

証明書の交付申請の際は、二人の本人確認を行い、必要事項を記入した申請書や戸籍謄本等と次の二つの公正証書を確認・審査します。

1 任意後見契約に係る公正証書

二人が、相互に相手方を任意後見受任者とする任意後見契約に係る公正証書を作成し、登記していることを確認します。

※任意後見契約とは

「任意後見契約に関する法律」に基づき、本人の判断能力が不十分となったときの自分の生活、療養看護および財産の管理に関する事務について、任意後見受任者（任意後見契約の効力が生じた後は「任意後見人」と呼ばれます。）に代理権を付与する委任契約（任意後見契約）をあらかじめ締結しておき、本人の判断能力が不十分となった場合に、任意後見人が契約に基づいて本人の生活を守ることを目的としたものです。

2 合意契約に係る公正証書

二人が共同生活を営むに当たり、当事者間において、次の事項が明記された公正証書を作成していることを確認します。

- 二人が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること。
- 二人が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、及びその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと。

※当事者間で、上記以外に必要な事項があれば、それを明記することは自由

☆ 公正証書の作成は、法務大臣から任命された国の機関である公証人によって、公証役場（公証人の執務する事務所）で行われます。

公正証書は、公正な第三者である公証人がその権限に基づいて作成した公文書となり、私人間で作成した私文書よりも、証明力等の点で優れているとされています。

パートナーシップ証明を行う場合の確認に関する特例

- パートナーシップ証明の確認に当たっては、二つの公正証書による確認を原則としていますが、条例制定の趣旨に従って、条例第10条第2項ただし書に基づき、次のとおり特例を設けています。
- 二人のうち一方又は双方が①～④のいずれかに該当するときは、**ア**及び**イ**の内容を「合意契約に係る公正証書」に明記することで、「任意後見契約に係る公正証書」による確認に代えて証明を行うことができるものとしています。
 - ① 相手方以外の者と任意後見契約を締結し、又は締結しようとしており、かつ、相手方がこれに合意しているとき。
 - ② 性別の取扱いの変更の審判を受ける前の性同一性障害者で、審判を受けた後、婚姻することを当事者間で合意しているとき。
 - ③ 生活又は財産の形成過程であり、任意後見受任者に委託する事務の代理権の範囲を特定することが困難であるとき。
 - ④ その他区長が合理的理由があると認めるとき。

ア 当事者の一方の身体能力又は判断能力が低下したときは、相手方当事者は、当該人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を可能な限り援助し、当該人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況を配慮すること。

イ 当事者間で必要が生じたときは速やかに、任意後見契約に係る公正証書を作成すること。

公正証書のひな形は「渋谷区パートナーシップ証明 任意後見契約・合意契約公正証書作成の手引き」にあります。

その他、パートナーシップ証明に必要な公正証書の手引きは渋谷区ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/shisaku/lgbt/partnership.html>



性的少数者のための「にじいろパートナーシップ法律相談」

相談日 原則、第3土曜日（月1回）午後1時～4時

相談員 司法書士

申込み 事前予約制

各月の1日（休館日のときは翌開館日）の午前9時から当月分の予約受付

場所・問合せ 渋谷男女平等・ダイバーシティセンター〈アイリス〉 ☎03-3464-3395

パートナーシップ証明の取得に必要な公正証書の作成に関すること、将来の不安といったライフプランなどを含めて初歩的な疑問からお答えします。

証明書の交付を受けた者の義務等

- 条例の趣旨に従って証明書を使用しなければなりません。
- 当事者の一方又は双方が、渋谷区から転出したとき(当事者の一方が、転勤又は親族の疾病等のやむを得ない事情により、一時的に渋谷区外へ住所を異動する場合を除きます。)や、死亡したときは、証明書の返還の届出を行い、証明書を返還することとしています。
- パートナーシップが解消された場合には、当事者の一方又は双方は、パートナーシップ解消の届出を行い、証明書を返還することとしています。
- 区長は、証明書を不正に利用したことがわかったときは、当該証明を取り消し、証明書を返還しなければならないとしています。

区民および事業者の皆様へ

渋谷区が人権尊重のまちとして発展していくためには、渋谷のまちに係る全ての人々が、性別等にとらわれず、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、社会的責任を分かち合い、ともにあらゆる分野に参画できる社会を実現していかなければなりません。

区民及び事業者の皆様には、こうした理念に基づく制度の趣旨をご理解いただき、その社会活動の中で、パートナーシップ証明を最大限ご配慮くださることをお願い申し上げます。

また、区内の公共的団体等の事業所及び事務所の皆様については、業務の遂行に当たり、パートナーシップ証明を十分に尊重し、公平かつ適切な対応をしていただきますようお願い申し上げます。

「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」をわかりやすく紹介した小冊子を作成、配布しています。

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/shisaku/jourei/lgbt.html>からPDFデータをダウンロードすることができます。



問い合わせ先

渋谷男女平等・ダイバーシティセンター〈アイリス〉



☎ 03-3464-3395

渋谷区桜丘町 23-21(渋谷区文化総合センター大和田 8階)

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/shisetu/bunka/oowada/iris.html>